

御質問	本市の回答
成人で発達障害（ADHD）と診断され、精神障害者手帳を所持しています。現在、職場における合理的配慮が義務化されている環境で働いており、自身の障害をオープンにしながら勤務しています。 しかし、個人的な実感として、発達障害を持つ人が職場でどのような困難を抱えるかは十分に理解されておらず、集中力を持続しにくい環境で就労せざるを得ない状況があります。そのため、勤務中に動悸やパニックが生じたり、欠勤が続いたりすることがあります。 一方で、発達障害のある人と共に働くことに対して疲弊感を抱く同僚も少なからずおり、共に働く側のメンタルケアが求められる状況も理解しています。 そこで伺いたいのですが、今後、発達障害を抱える人に対して職場でどのような合理的配慮が必須であるか、また共に働く側の負担が少なくなる具体的な配慮の方法について、市として啓発や支援を進める計画はございますでしょうか。	障害者プランでは、障害者雇用を検討している企業に向けて、合理的配慮の必要性など企業内での障害理解の促進を図るとしております。 本市では障害種別を問わず啓発等を行っており、発達障害に限定した啓発及び支援を行う計画はありませんが、市内で障害者雇用に取り組んでいる企業が、どのように障害のある方が働きやすい職場環境をつくっているのか等の好事例の紹介をウェブページで行うとともに、市内企業や各種団体を対象に、障害者理解や障害者雇用の促進を目的とした出前講座を実施しています。 ご理解の程、どうぞよろしくお願いいたします。